

## 大規模災害時における緊急行動について

### 被害想定

- 1 震度 6～7
- 2 条件 季節・・・冬  
時間・・・教育活動を展開中（平日の午後2：00）
- 3 被害 人的被害・・・生徒、教職員の3割が死傷  
物的被害・・・校舎が半壊、体育館、その他の施設が使用不能  
ライフライン・・・水道、ガス、電気、電話が使用不能（復旧に1週間）  
水洗トイレ使用不能（屋外の1つだけ使用可能）
- 4 道路被害 市内100カ所以上で道路被害  
当初5日間は市街地の道路は倒壊家屋などにより通行不能

### 緊急行動

（第1次）災害発生直後 ～生徒・職員の安全確保を優先する～

#### \*校庭への緊急避難

- （1）災害発生時は、素早く机などの下に身を隠し、揺れのおさまるのを待つ。
- （2）揺れがおさまったら、安全が確保できている避難路から校庭に避難を開始する。
- （3）生徒・職員の人数の確認を行う。
- （4）行方不明者・けが人などの把握を行う。
- （5）岡部中学校災害本部を設置する。校舎が使用できる時は、職員室とし、使用不能の場合は校庭にテントを張り本部とする。

（3）（4）は担任 学年主任 本部長（校長・教頭）体制とする。

放送施設（校内放送・緊急放送）が使用できる時は、それを使用して指示する。使用できない時はハンドマイクまたは直接の声により指示する。

パニックになる恐れがあるので、各教職員はできるだけ大きな声を出し指示を行う。

生徒を避難させる前に、できれば安全な避難路を確認する。

ケガなどによって一人で避難できない生徒は、何人かで助けて避難させる。それも難しい時は、すぐに助けに来ることを伝え、他の生徒を避難させる。

避難に当たっては、落ちてくるガラス、他の落下物から頭部を守るように注意する。

職員はできるだけ出席簿を携帯する。

ケガをしていない生徒を役割ごとに振り分ける。

(第2次)避難完了直後 ~ケガ人の処置・行方不明者の救済・二次災害防止・  
関係機関との連絡に努める~

\*ケガ人の処置(職員と生徒で行う)

- (1)大ケガをしている生徒と軽傷の生徒とを分ける。
- (2)大ケガの生徒の人数を把握したのち、関係医療機関と連絡を取り、職員・生徒を使いケガ人を搬出する。  
本校は日赤が近いのでそこを利用する予定
- (3)軽傷の生徒は学校の応急薬で処理する。  
職員・生徒で対応

\*行方不明者の救済(職員と生徒で行う)

- (1)職員・生徒を各階ごとのチームに分け、行方不明者の探索にあたる。
- (2)発見次第出来るだけ速やかに救出作業を行う。
- (3)人力では無理な場合は、励ましの声をかけ気を落とさないようにさせる。
- (4)機械が到着した時、可能な限り場所・人数が把握できているように努める。  
救済にあたっては安全を十分に考慮する。危険が伴う時は、無理をせずに専門家の到着を待つ  
余震があることが十分考えられるので、危険を感じたら作業を中止する

\*二次災害防止(職員が行う)

- (1)各棟のブレーカーを切る。配線の切断による火災発生を防ぐ。
- (2)火災が発生した場合は、初期消火に努める。
- (3)ガスの元栓を閉める。
- (4)ストーブを使用していた場合は、消火されているか確認する。

\*関係諸機関との連携(職員が行う)

- (1)関係機関(市災害本部・教育委員会・消防署・校医・病院など)に連絡を行う。  
連絡機能が麻痺している時は、生徒の自転車を借用する  
連絡は被害状況・負傷者の人数・火災発生・行方不明者の人数などの情報を詳しく伝えるようにする
- (2)保護者との連絡は窓口を一本化して職員が行う。

(第3次) ある程度の状況が把握できた頃 ~死者の確認・保護者との対応・  
避難所としての体制作り~

\* 死亡者の確認(職員が行う)

- (1) 災害による死亡者の人数を確認する。
- (2) 遺体が運び出せるようであれば、生徒の目の届かないところに運び出す。
- (3) 遺体を安置する場所を決定する。
- (4) 危険である時は、救援を待って処置する。  
生徒の目に触れないように注意する

\* 保護者への生徒の引き渡し(職員が行う)

- (1) 窓口を一本化し、担当者があたる。
- (2) 名簿などに生徒の被害状況を記入しておく。
- (3) 保護者が迎えに来た生徒は下校させ、連絡が取れない生徒は下校させず、しばらくの間は様子を見る。
- (4) 安全が確認できたら、地区ごとに集団で下校させる。
- (5) 下校は自転車通学の生徒も徒歩とする。
- (6) 道路の危険状況を確認する。

\* 避難所としての体制作り(職員が行う)

- (1) 使用できる施設を確認する(校舎内・体育館・校庭・部室など)
- (2) 電気・ガス・水道・トイレなど使用できるか確認する。
- (3) 使用できる水を出来るだけ確保する。  
飲料水は出来るだけ確保し、無駄使いをしないようにする。  
トイレの水はプール・池の水をバケツに用意して、トイレの側に並べておく。
- (4) 避難してくる地区の人には、しばらくの間は校庭にいてもらい、使用施設が確認できしだい移動してもらう。
- (5) 必要な物品のリストを作り、市災害本部に依頼する。
- (6) 出来るだけ正確な情報収集に努める。派出所・コンピュータ通信・ラジオ・テレビなど使用できれば活用する。
- (7) 市災害本部と定期的に連絡を取る。
- (8) 学区内の状況把握・情報収集に努める。
- (9) 保護者・地区の人・消防団員・避難してきた人などと協力して作業を進める。
- (10) 部室は一階建てのため被害が少ないと思われるので、外部からの援助物品置き場とする。出来るだけ品物ごとに仕分けして保管する。

緊急災害本部組織及び役割（災害時は下記のような体制で実施する）

